船橋市株式会社等による障害福祉施設整備審査会設置運営要綱

（設置）

第１条　社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成１７年１０月５日付け厚生労働省発社援第１００５００３号。以下「国要綱」という。）第２の４に規定する社会福祉法人等（社会福祉法人を除く。以下「株式会社等」という。）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設（以下「障害福祉施設」という。）の整備について、適格性、必要性等を総合的に審査するため船橋市株式会社等による障害福祉施設整備審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　審査会は、次に掲げる事項を審査する。

（１）国要綱の規定による国庫補助金を受けて整備しようとする障害福祉施設の施設整備に係る事項

（２）株式会社等の施設整備に係る資金計画に関する事項

（３）独立行政法人福祉医療機構等からの借入金及び株式会社等の基本財産等の担保に係る事項

（４）その他株式会社等の施設整備に関し必要があると認める事項

２　前項第１号に掲げる事項を審査する場合には、当該施設整備に伴って行う設備整備についても審査をするものとする。ただし、設備整備のみを行う場合については、この審査会における審査は必要としない。

（審査基準）

第３条　前条の規定による審査に当たっては、次に掲げる基準により行うものとする。

（１）関係法令及び厚生労働省通知

（２）別に定める船橋市株式会社等による障害福祉施設整備審査基準表

（３）施設の入所、通所対象者の状況

（４）施設の地域的配置状況

（５）事業所管課の長の意見

（６）その他個別的事情

（組織）

第４条　審査会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

（会長及び副会長）

第５条　審査会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、健康福祉局長をもって充てる。

３　副会長は、福祉サービス部長をもって充てる。

４　会長は、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、急を要するもの又は軽易なものについては、回議により審査することができる。

２ 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３ 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（変更）

第７条　第２条の規定による審査において株式会社等の施設整備等を認めた後に、審査事項に変更が生じたときは、その内容について、関係のある課の合議を経て、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

２　前条の規定は、前項本文の変更について準用する。

（庶務）

第８条　審査会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

健康福祉局長
福祉サービス部長
道路部長
下水道部長
建築部長
企画財政部長
その他必要と認められる者